

## 第5回あま市権利擁護支援センター設立準備委員会会議録（要旨）

日時：令和2年8月24日（月）

午後1時30分から

場所：あま市甚目寺総合福祉会館  
1階 会議室

出席者等：委員7人（欠席1人）、市長が必要と認める者1人  
事務局4人、関係職員9人  
傍聴人0人

### 1 あいさつ

吉田委員長より。

### 2 議題

#### (1) これまでの協議総括について（資料1）

事務局

資料1はこれまで本委員会で協議した内容を集約した図である。

令和3年4月にあま市とあま市社会福祉協議会が担い手となり、中核機関を機能分散型で設置し、令和3年7月に権利擁護支援センターを市民向けに開所する予定である。センターはあま市役所の社会福祉課に置き、当初は社会福祉課に機能を集約させる形でスタートさせる。

まずは、広報・啓発、相談を重点的に実施し、実績を積み上げ、利用促進や後見人支援も実施できるよう、広げていきたい。あま市や社会福祉協議会は各福祉分野の相談窓口を持っているため、権利擁護支援センターと密に相互連携し、地域で支える仕組みを充実させていく。

また、相談の中には成年後見制度利用支援事業に関する相談も想定されることから、事務手続きや事務処理、予算確保など、障害福祉係や高齢福祉課と調整・連携する。

センター設置までの課題としては、本日の議題でもある、市民にわかりやすい窓口とするため、「権利擁護支援センター」の名称の使用の適否を検討すること、あま市成年後見制度利用支援事業の内容を見直すことである。

委員長

事務局からこれまで本委員会で協議した内容の概略説明があった。各委員から、確認事項や気づいた点があったら、発言をお願いしたい。

委員長

特段ないようなので、先へ進める。

(2) 成年後見制度利用支援事業の見直し協議について（資料２・３）

事務局

資料２に挙げた自治体は、厚生労働省のホームページに掲載されている「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」などを参考としている。資料２の説明に当たり、最初にあま市の現状を説明する。その際は、資料３を参照されたい。各自治体の状況は、助成対象や助成要件を中心に説明する。

あま市の助成内容は審判請求費用と後見人等の報酬費用の２種類がある。

審判請求の要件は、(1)市内に居住し、又は介護保険法その他の法令により市が援護を行っている者、(2)配偶者及び２親等内の親族がない者又はこれらの親族が審判請求を行う意思のない者となる。

後見人等報酬費用の助成は、市長申立てしたケースに限り、後見人等報酬費用を助成する設計となっている。その要件は、(1)生活保護の被保護者及びこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの、(2)審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る者と規定している。なお、後見監督人等に対する報酬助成の規定はない。

続いて、A市の助成内容は審判請求費用、後見人等の報酬費用、後見監督人等の報酬費用の３種類ある。

要件は生活保護を受給している者、中国残留邦人等支援給付を受給している者、次の(1)から(4)のすべてに該当する者（世帯）となる。(1)市町村民税非課税世帯、(2)年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）以下、(3)預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）以下、(4)居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないことという条件である。

A市の特徴は、被後見人等が死亡した後の報酬助成の規定もある。具体的には、被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬を受領することができない理由がある場合、被後見人等が死亡日時時点で、原則A市内に住所を有し、かつ左記の要件のいずれかに該当する必要がある。

次に、B市の助成内容は審判請求費用、後見人等の報酬費用、後見監督人等の報酬費用の３種類ある。

まず、審判請求費用助成対象及び要件として、(1)生活保護法による保護を受けている者、(2)中国残留邦人等支援給付及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律による支援給付を受けている者、(3) B市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱に準じて、別表に掲げる要件に該当する者、(4) その他市長が認める者となっている。別表に規定されている4点は、A市と同条件である。

後見人等報酬費用助成対象及び要件は、後見人等が選任された被後見人等のうち、原則B市に住民登録されている者又は法令等によりB市が援護の実施者である者で、上記(1)から(4)のいずれかに該当する者と規定されている。

B市の特徴は、市民後見人が後見人等に選任されている被後見人等は、後見人等又は後見監督人等ひとり当たり月額 8,000 円を限度として助成するという規定がある。

続いて、C市の助成内容は審判請求費用、後見人等報酬費用の2種類となる。

助成の要件として、(1)生活保護法に規定する保護を受けている者、(2)中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者、(3)別表で規定する要件全てに該当する者で、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの、(4) Xセンター適正運営委員会の決定において、Xセンターが後見人等又は後見監督人等となっている者であって、別表に規定する要件全てに該当しないもののうち、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるものと規定されている。別表の経済的な規定はA市やB市と同じ条件である。

C市の特徴は、未成年者の取り扱い規定がある。成年後見制度の利用を必要とする未成年の要支援者への支援は、必要に応じて家庭裁判所と協議の上、決定すると定められている。

次に、H市の助成内容は審判請求に要する費用、後見人等の報酬費用の2種類となっている。

助成の要件は、(1)生活保護法の規定による被保護世帯に属する者、(2)中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者、(3)対象者の属する世帯の収入及び預貯金、債権、株式その他の金融資産の額から審判請求の申立て費用及び後見人等の開始後の報酬の額を控除した額が、当該世帯に係る生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者、(4)次のアからエまでのいずれにも該当する世帯に属する者と規定されております。アからエまでの規定は、A市やB市、C市と同条件となっている。

H市は補足にあるとおり、報酬等助成は市長又は福祉事務所長の申立てあ

るいは前住所地で助成を受けた者が前提要件となっている。

続いて、I市の助成内容は審判申立てに要する費用、成年後見人等に対する報酬等に要する費用の2種類ある。

要件については、申立てに要する費用の負担に係る対象として、(1)申立てに要する費用を市が負担しなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者、(2)生活保護法に規定する被保護者、(3)申立てに要する費用を自己負担することで、生活保護法に規定する要保護者となる者と規定されている。

報酬等に要する費用の助成に係る対象として、(1)報酬等に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者、(2)生活保護法に規定する被保護者、(3)報酬等に要する費用を自己負担することで、要保護者となる。

I市の特徴は、要綱の中に申立ての適否等を審査するI市成年後見審判申立審査会を開催するという規定があること。

次に、J市の助成内容は、審判申立に要する費用、成年後見人等の報酬費用の2種類ある。

助成の要件は、申立費用の負担について、(1)申立てに要する費用の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合、(2)生活保護法の被保護者である場合、(3)申立てに要する費用を負担することにより、生活保護法に規定する要保護者となる場合とされている。

成年後見人等に対する報酬等に関する支援の対象については、(1)成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合、(2)生活保護法の被保護者である場合、(3)成年後見人等に対する報酬等を負担することにより、要保護者となる場合と規定がある。

J市は報酬助成額について、要綱に具体的な金額の記載はないが、原則的には家庭裁判所が定める額によって、月額28,000円までの報酬を助成していると、担当者に確認した。

最後に、K市の助成内容は、市長申立て費用及び審判申立の経費の全部又は一部、成年後見等の業務に対する報酬経費の全部又は一部となっている。

助成の要件については、住所要件として、以下の(1)から(4)のいずれかを満たす者。ただし、K市以外の区市町村長の申立てにより被後見人等となった者を除く。とされています。(1)K市に居住し、かつ、K市の住民基本台帳に登録されている者、(2)生活保護法による被保護者、(3)中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者、(4)K市の援護により他市の住所地特例施設に入居等している者である。

資産要件として、以下の(1)から(3)の全てを満たす者とあり、(1)申請時において賦課決定している最新の年度の住民税が世帯全員非課税である者、(2)本

人を含む世帯全員の預貯金等の額が単身世帯の場合は 50 万円以下、単身以外の世帯の場合は 100 万円以下である者、(3)居住する家屋以外に、資金化して報酬の支払に充てることができる本人の適当な資産がない者となっている。

K市の特徴は、本人が死亡した後の報酬は遺留試算で不足する金額に限り、助成するという規定があった。

ここまでがあま市や他自治体の成年後見制度利用支援事業要綱の内容となる。事務局としては、現行制度だと対象者が限られてしまい、公平性を欠く内容となっているのではないかと感じている。成年後見制度の利用支援と謳っているのにも関わらず、無一文にならなければ利用できないという現実を変えていきたいと考えている。

A市やB市、C市のような助成要件が理想ではあるが、段階的に要件を緩和するに当たり、どの程度が妥当なのかという点を専門的見地から議論いただきたい。

#### 委員長

あま市の成年後見制度利用支援事業の助成は、市長申立てした者のみが対象となっている。さらにその要件は、生活保護法による被保護者とこれに準ずる低所得者、又は最低生活費を下回る者となっている。

他の自治体と比べても、成年後見制度の利用支援につながりづらい制度設計となっているため、より成年後見制度の利用促進に向けて見直す必要があるとの考えで、本日の議題としたところである。見直す必要があるなしを含め、各委員から利用支援事業に対する意見をいただきたい。

#### 委員

先日、Yセンターへ見学に行った。ここは広域で委託しているが、それぞれの自治体の成年後見制度利用支援事業がバラバラであるため、統一した方が良いのではないかという議論があった。その中で、市長申立てに限定することはまずいのではないかとなり、これから各市町が見直ししていこうという話があった。

Z圏域においても、令和2年12月から立ち上がるが、ある自治体は市町村長申立てでないと報酬助成がつかない。早急に変えていけるよう、市町村に話をしていこうと考えている。

#### 委員長

愛知県社会福祉士会の中で、地域によって差があるといったような話題になることはあるか。

#### 委員

社会福祉士が名古屋市に集中しているところはある。交通の便や条件によって、引き受けできない人もいるということが現実だと思う。

社会福祉士でもボランティアで後見業務をするということは難しいので、それなりの報酬は最低でももらえると、やってみようかなという気になる人はいると思う。

#### 委員

あま市はかなり対象が狭い要件になっていると思う。要綱を見ると、申立て費用が全額助成されるわけではなく、資産能力があると判断した場合は返還を求めることができるし、相続財産があると判明した場合は、相続財産の範囲内で返還を請求できる規定もある。

例えば、法テラスでも代理援助という形で、まずは援助してもらい、最終的には分割で支払いをしてもらうという考え方もある。利用促進という意味でいくと、要件を緩和していくべきなのではないかと考える。まずは、市長申立てを外すとか、なるべく緩和する方向で考えていった方がいいのではないか。

#### 委員長

現場での本人や家族の相談において、報酬費用の捻出に困るという相談はあるか。

#### 委員

後見人がついた後、報酬が必要ということはわかっているが、申立てするときの費用はあまり頭になかった。本人や家族と接する時間は3か月から半年と短い。我々としては、市長申立てする際は、スピーディーに進めてもらえる体制にされたいと思っている。

#### 委員長

相談者や家族が経済的な理由で報酬費用を捻出できず、申立てを躊躇するといった相談案件があれば、教えてほしい。

#### 委員

申立ての際に、自身で申立書を作成する人はなかなかいない。申立て費用を専門職に依頼する場合、何万円と費用がかかる。親族との関係性によっては、作成費用を出してまで手続きできないとして、申立て自体が止まってし

まうことがよくある。本人の資産があると、そこから作成費用を払ってもいいというケースもある。

要綱にある審判請求に要する費用は、切手代や収入印紙などを指していると思うが、申立ての作成に係る費用も助成してもらえると、申立てにつながりやすいと感じる。

委員長

この点については、要綱はどのようになっているか。

事務局

要綱では、作成費用の規定はない。審判請求に対する費用は、委員のご発言どおり、鑑定が必要な場合は鑑定料、切手代、印紙代などの諸経費を指す。

委員長

作成費用の助成を要綱に加えることについて、委員の意見を聞きたい。

委員

一律にどういう費用が適切かは、事案によると思われる。基準を決めないといけない。おそらく、そのあたりが難しいから、審判に要する費用が明確に裁判所の審判で負担が必要になる費用だけ定めてあると理解した。

ただ、作成費用が一番ネックになるだろう。そこが躊躇されるころだとと思われるため、ひとつ課題として考えていかなければならないと考える。

委員長

委員が日頃の後見業務で感じていることがあれば、発言をお願いしたい。

委員

私の場合は気合いでやる部分が多く、助成内容でどこまで変わるかと思うところはある。ただ、市長申立てしたケースに限るところは、限定的すぎるのではないかと感じる。

委員長

家庭裁判所において、後見等の審判の際に、本人が報酬を後見人に支払うことができるかという点も加味されると思われるが、あま市成年後見制度利用支援事業の要件などについて、意見を聞きたい。

名古屋家庭裁判所

後見人等に対する報酬助成制度の要件を緩和される方針で議論を進められていたので、その方針は良いのではないかと思って聞いていた。

裁判所が後見人の候補者として、弁護士や司法書士等の専門職を選択するか否かの判断基準の一つとして、後見人等の報酬が確保できるかということもあることから、報酬助成の要件が緩和されれば、選択の幅も広がるのが期待できる。

現状では、あま市は後見等監督人に対する報酬助成の制度はないとのことであるが、専門職監督人が親族後見人をサポートする方法もあるので、監督人に対する報酬助成が使えるようになれば、親族後見人を選任するという選択肢も増え、より良い後見制度の実現に繋がるのではないか。

委員長

事務局は今回の意見を参考に、要綱改正を進めてほしい。

(3) 権利擁護支援センターの名称について

事務局

第3回委員会において、市民にわかりやすいセンターの名称を検討してはどうかとの意見があった。事務局としては、近隣自治体や県内の状況を把握しながら、委員の意見を基に検討会で深めていきたい。

今回は「権利擁護支援センター」という名称の使用について、その適否を検討いただきたい。

委員長

Z圏域はどのような名称でセンターを設置されるか。

委員

「Z権利擁護センター」である。

委員長

「権利擁護」という言葉を入れている。各委員の意見はどうか。

委員

海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会では、「権利擁護」を一般市民にわかりやすく作成したファイルを配布したが、「権利擁護」という言葉について、まだ浸透していないと感じた。

成年後見はたくさんある権利擁護のカードの1枚でしかない。センターをつくるのであれば、「成年後見センター」という名称ではなく、「権利擁護支援センター」の「支援」を外して、「権利擁護センター」という名称が良いと考える。

#### 委員

おそらく、どの名称を使っても、看板1枚でわかってもらおうとすることがそもそも難しいと思うと、成年後見は権利擁護の一部なので、成年後見センターというのも違うかなと感じる。

名称にこだわるのではなく、どこが何をやっているかということがわかるよう、いかに広報活動していくか、広報活動が大事だと話を聞いて思った。

#### 委員長

名称も大事だが、何をするとところなのかということを市民に伝える広報活動が重要なのではないかとの意見だった。広報活動はいつ頃、誰が実施する予定か。

#### 事務局

広報活動は事務局の社会福祉課と社会福祉協議会が協力して実施していく。市民向けにセンターを開所する7月までには、広報紙への掲載を始め、リーフレットの作成などを考えている。具体的な時期や内容は検討会などで決めていきたい。

#### 委員長

成年後見は権利擁護の1枚のカードであるということが印象的だった。その当たりも含め、今後、検討会で引き続き検討してほしい。

#### (4) その他

##### 委員

コロナ禍で会議や委員会に集まることが難しい状況もあり、リモート会議が実施できる体制を整えてはどうか。

##### 事務局

早速、検討していきたい。